

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和44年4月23日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月2日から44年4月ごろまで

私は昭和43年4月から44年4月ごろまでの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、申立事業所を通じて加入していた厚生年金基金の加入員期間は12か月となっているので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金基金加入員証及び厚生年金基金連合会通算年金証書では、申立人がA社を通じて加入していたC厚生年金基金における加入員資格の取得日が、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一の昭和43年4月22日となっているとともに、同基金の加入員期間が12か月と記載されていることが確認できる。

また、C厚生年金基金が保管する申立事業所に係る同基金の加入員に関する名簿からは、申立人の加入期間が、昭和43年4月22日から44年4月25日までとなっていることが確認できる。

さらに、前出の厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同基金の届出書が、複写式ではなかったとする事実も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年4月25日に申

立事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められるところ、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、申立事業所とは別の事業所について同年4月23日付けとなっていることが確認できることから、申立人の申立事業所に係る資格喪失日については同年4月23日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前出の厚生年金基金の加入員に関する名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月まで

私は、昭和 49 年 4 月に結婚と同時に国民年金に加入した記憶がある。国民年金の加入手続は、私の夫が行い、申立期間の国民年金保険料は、私が定期的に区長宅に持参して納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月 28 日以降に払い出されている上、A 村（当時）の国民年金手帳発行簿により、申立人に対して 52 年 10 月 15 日に、国民年金手帳が発行され、同日付で国民年金に任意加入していることが確認でき、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立人が任意加入した時点では、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年6月まで

申立期間については、会社を辞めた際に市役所の窓口で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても国民健康保険料とともに納付した記憶がある。申立期間当時、国民健康保険で歯科医院に通院していたので、申立期間の国民年金が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を申立人の基礎年金番号により平成14年11月1日に取得していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、国民年金への加入記録も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 622

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 2 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に近所の人と一緒に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 11 月 17 日以降に払い出され、申立人は、42 年 3 月 28 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点では、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた町（当時）の地区毎の「国民年金保険料とりまとめ表」により、申立人は、申立期間直後の昭和 42 年 3 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が国民年金の加入手続を一緒に行ったと述べている知人の国民年金への加入時期は、申立人と異なっていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 24 日から 36 年 8 月 10 日まで

私は昭和 35 年 8 月から 49 年 4 月までの間、A 社（現在は、B 社）の船員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、船員手帳では、私が申立期間中も C 船舶に乗船していたことが確認できるので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳からは、申立人が昭和 35 年 8 月 24 日から 37 年 8 月 7 日までの間、C 船舶の船員として雇入れられていることが確認できる。

しかし、B 社が保管する A 社に係る申立人の人事関係記録（カード）において、申立人の入社年月日は、申立期間直後の昭和 36 年 8 月 10 日と記載されている上、その乗船就労記録簿欄には、申立人の C 船舶の乗船日は 36 年 8 月 24 日、下船日は 37 年 8 月 7 日と記載されていることが確認できるのみである。

また、B 社は、前出の人事関係記録（カード）以外に、申立期間当時の船員保険関係資料を保管していないため、申立期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

さらに、A 社に係る船員保険被保険者名簿からは、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、申立期間直後の昭和 36 年 8 月 10 日から 49 年 4 月 25 日までの間、確認できるのみであり、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月ごろから 54 年 4 月 1 日まで

私は昭和 52 年 4 月ごろ、A社B支店の従業員からC店の正社員として現地採用され、申立期間中、継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間当時、申立事業所で一緒に働いていた元同僚には厚生年金保険の加入記録があるとのことなので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚は、申立期間中、A社B支店において被保険者記録が確認できるところ、この元同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同支店のC店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の本社及びB支店では、申立期間当時、申立事業所に勤務する者については、B支店が厚生年金保険に加入させていたとしているところ、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後に、申立人の氏名（旧姓を含む。以下同じ。）は無く、一つある整理番号の欠番も未使用であることから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

また、A社B支店は、同支店が保管する厚生年金基金の加入者が掲載された従業員名簿には、申立人の氏名は無く、当該名簿以外に、申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、及び保険料の控除状況は不明であるとしている。

さらに、申立人が採用者として姓のみを挙げたA社B支店の従業員が特定で

きない上、申立人が挙げた申立事業所の元同僚の供述からも、申立てに係る事実を裏付けることができない。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 31 日から 57 年 10 月ごろまで

私は申立期間中、A社（現在は、B社）のC営業所で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の元同僚に誘われ、営業の正社員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の元同僚の供述などから、申立人の勤務時期、期間は不明であるものの、申立人が一時期、申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、前出の被保険者名簿では申立人の氏名は確認できない上、B社は、これ以外に申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、及び保険料の控除状況は不明であるとしている。

また、申立事業所における複数の元同僚は、「申立事業所では当時、営業（セールス）の従業員は正社員ではなく準社員とされ、厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と供述している。

さらに、戸籍の附票では、申立人の住所地が、申立期間のうち昭和 48 年 11 月 10 日から 55 年 6 月 4 日までの間、申立事業所の所在地から著しく離れたD県E市であることが確認できるとともに、F県G市が管理する国民健康保険異動履歴では、申立人は同市へ転入した 55 年 6 月 4 日に国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。